

会議顛末・報告書

										記録者	小嶋 大介		
供覧	部長	次長	課長	補佐	係長	G員							
件名		地域の市長室（北文間地域コミュニティ協議会）											
年月日		令和6年9月8日（日） AM9:00～AM10:00											
会場		北文間コミュニティセンター 多目的室											
対 応		<p>【参加者】別添名簿参照 14名 地域担当 秋山サポーター長 武田副サポーター長</p> <p>【市 側】萩原市長 坪井総合政策部長 秘書広聴課 青木課長 鎌倉補佐 武智主事 記録者</p>											
協議会 市長 協議会 市長 協議会		<p>1. 開会 2. 萩原市長あいさつ 3. 北文間地域コミュニティ協議会 会長あいさつ 4. 市政報告（萩原市長） 5. 意見交換 北文間地区でのテーマ 「交通問題について」</p> <p>■オンデマンドタクシーについて【都市計画課】 オンデマンドタクシーは南が丘地区が対象外となっているが、当地区の取り扱いを含めた今後の方向性を伺いたい。</p> <p>オンデマンドタクシーはまず、市の東側で運用を開始しますが、軌道に乗れば南が丘の方もカバーしたいと考えています。今後、ライドシェアなどの新しい技術が進歩していけば、そういったものも視野に入れて便利なものができるように進めていきたいと思えます。</p> <p>■コミュニティバスについて【都市計画課】 コミュニティバスの今後の方向性は？特に南が丘地区の扱いが気になる。</p> <p>コミュニティバスは現在、再編をしている状況で、来年度からは乗り継ぎなしでサプラまで行けるようになります。イトーヨーカドーの撤退が決定しましたが、その後の運営については、いろいろと要望している状況です。</p> <p>■北文間体育館裏の防災倉庫について【防災安全課】 北文間体育館裏の防災倉庫は水害発生時に水没すると思われるが、その対策は今後どうするか。</p>											

市 長	<p>地震など水害ではない災害の場合は、現在の場所でも機能すると認識しています。ただし、地域の皆さんから防災倉庫を移動してほしいという要望があれば移動することは可能です。</p>
協議会	<p>■耕作放棄地や空家などの管理について 【農業委員会事務局・まちの魅力創造課】</p> <p>耕作放棄地や空家などの管理について、枯れ草に火が燃え移って火災になるなど不安である。</p>
市 長	<p>民地となると市で対応するのはなかなか難しいです。持ち主の高齢化など、こうした空家などの問題は他の地区でも出ています。地域から空家の情報をお寄せいただいて、対応を検討していきたいと考えております。</p>
協議会	<p>用水路にも草が生えて水の流れを阻害している。土地改良区の問題かもしれないが、市では代執行などの計画はあるのか。</p>
市 長	<p>土地改良区とは協議をしていきたいと考えておりますので、具体的な場所などをお聞かせください。</p>
協議会	<p>■済生会病院の緊急医療体制について【医療対策課】</p> <p>済生会病院の緊急医療体制が良くない。昨年、私が運ばれた際、十分に見てもらえなかった。</p>
市 長	<p>医師不足は県全体の問題であり、龍ヶ崎市では開業する医者も少ない現状があります。済生会病院の医師についても同様の状況だと考えております。病院側と協力して対応してまいります。</p>
協議会	<p>■民生委員のなり手について【福祉総務課】</p> <p>民生委員のなり手がいないので困っている。ほかの地区から来てもらうことは可能か。</p>
市 長	<p>民生委員のほかにも保護司や区長などに関して市内全地区で同じ課題を抱えています。70歳まで現役で働かれる方も増えてきており、仕事ととの両立が難しくなってきていることもあります。例えば他の地区の民生委員ですと、地域の方の細かい状況まで把握できるのかという問題があります。</p>
協議会	<p>一人暮らしで要支援登録をしている人も増えており、区長等だけでは対応</p>

<p>市長</p> <p>協議会</p> <p>市長</p>	<p>できなくなってきた。</p> <p>災害時に一人暮らしの高齢者などをどう守っていくかが重要だと考えます。災害時の要支援者を支援する制度もありますが、今後は IT 技術なども必要になってくるかと考えています。</p> <p>■外国人のゴミ出し等について【生活環境課】 外国人の住民が増えてきて、自治会にも入る方が少ない。住民登録の際に市役所からも案内してほしい。</p> <p>ごみの出し方などのルールが問題になるかと思います。窓口では外国人の方に対し多言語で案内しているところですが、不動産業者や勤め先からも案内してもらうことも効果的と考えています。</p>		
<p>措置事項</p>	<p>意見及び要望については、①各部課等へ情報共有②市公式HP及び各コミュニティセンターへ配置する。 ※②は意見及び要望のみ公開（回答は削除）</p>		
<p>情報公開</p>	<p>公開</p> <p><input type="checkbox"/>一部公開</p> <p>非公開</p>	<p>非公開（一部非公開を含む）とする理由</p> <p>公開が可能となる時期（可能な範囲で記入）</p>	<p>（龍ヶ崎市情報公開条例第9条5号該当）</p> <p>年 月 日</p>

龍ヶ崎市役所 総合政策部秘書広聴課